

有線テレビジョン放送施設（テレビ都南）の今後のあり方について

平成 18 年 8 月 23 日

市 長 公 室

1 テレビ都南の事業運営について

テレビ都南は平成4年の開局以来、地域のコミュニティツールとして大きな役割を果たしてきているが、地上放送のデジタル化などケーブルテレビ事業を取り巻く環境は大きく変化している。

このような中、テレビ都南を存続していく場合、地上デジタル放送への対応と老朽化している伝送路機器の設備更新が必要であり、その整備費用は概ね 21 億円を要する。

また、インターネット接続サービス及び IP 電話サービスの高付加価値サービスを提供するには約 1 億 5 千万円の設備費用を要するうえ、年間 3 千万円から 4 千 5 百万円の保守費用を要する。

一方、事業を終了する場合には、施設撤去費用及びアンテナ購入設置補助金として約 4 億 3 千万円の費用を要する。

現在、本市では「盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画」に基づき、財政の健全化に向けて行財政改革を進めているが、国の動向や本市の財政状況を勘案すると平成 19 年度以降も継続して取り組んでいく必要があるため、デジタル化や伝送路設備の更新に加え、一般財源を年間 7 千万円投入しながら事業を継続していくことは困難な状況にあるといわざるを得ない。

また、岩手ケーブルテレビジョン（株）との一本化は、同社との協議の結果、運営体制や経営事情により可能性がなくなった。

これらのことから、テレビ都南のデジタル化について断念することとして、平成 23 年 7 月 24 日に予定されているアナログ放送の終了をもって事業を終了することとする。

また、事業終了までの施設の管理について、加入者へのサービスの向上と管理運営コストの節減を図ることとして指定管理者制度を導入する。

2 テレビ都南の現状

(1) 加入状況について（平成 18 年 7 月末現在）

- ① 加入世帯数 6,593 世帯
- ② 視聴可能世帯数 15,932 世帯
- ③ 加入率 41.4% (加入世帯数/視聴可能世帯数)

(2) 運営体制について

- ① 職員 6名（その他、管財課運転技士1名専従）
- ② 非常勤職員（放送専門員）5名
- (3) 平成18年度有線テレビジョン放送施設運営費（当初予算）

【歳入】45,478千円

【歳出】76,740千円（職員6名と運転技士1名の人件費は含まない。）

*国土交通省補償事業である国道4号電線地中化関連予算を含む。

3 施設を存続する場合の検討課題

- (1) 岩手ケーブルテレビジョン(株) (ICT) との一本化について

ICTでは「会社自体の運営が非常に厳しい状況であり、自社の経営の安定化を図らねばならず、一本化及び指定管理者を含めてテレビ都南の運営は考えられない。テレビ都南が施設を770MHz、双方向化に改修したとしても、ICTの現在の状況、運営体制などから運営を引き受けるとはできない。」としており、ICTとの一本化は断念せざるを得ない。（平成18年5月1日回答）

- (2) 地上デジタル放送対応のための経費について

現有施設を最大限活用して地上デジタル放送への対応を図るには、施設改修に概ね4億円の費用を要する。（幹線ルートの一部光ケーブル化、伝送路監視システムの導入）

なお、BSデジタル対応には、加入者側にCATV専用チューナー（セットトップボックス＝受信管理装置）の設置が必要となる。

- (3) 伝送路機器の更新について

伝送路機器の法定耐用年数は10年である。通常の使用には15年程度保持できるが全面的な更新が必要となる。

更新時には伝送周波数300MHz・片方向となっている現状施設の広帯域化（770MHz）・双方向化を図る必要があり、その費用は概ね17億円を要する。

4 事業を終了する場合の検討課題

- (1) 事業終了時期について

デジタル化に対応せず、事業を終了する場合、周知期間を十分に設けて加入者の理解を求める必要がある。

現行のアナログ放送は平成23年7月24日まで視聴が可能であり、地上デジタル放送対応テレビの購入時期に関する民間調査によると、平成23年頃の購入予定者が最も多い。テレビ都南加入者についてもアナログ放送終了間際まで現行のままよいという方が相当数いるものと考えられることから、加入者の混乱を招かないよう配慮して、アナログ放送終了時まで事業を継続する必要がある。

(2) 施設撤去費用について

ケーブル、機器等の施設撤去工事費として、概ね2億8千6百万円（税別）の経費を要する。（産業廃棄物処理費を含む）

(3) アンテナ購入設置費補助について

デジタル放送視聴のためのアンテナの購入・設置費用に対して補助金を交付することとし、補助金交付要綱を制定する。

補助金の額は加入時の分担金2万円相当額を限度とし、補助金交付期間を平成19年4月1日から事業終了年度までとする。（補助金の概算額1億3千2百万円）

なお、難視聴地域については、共同受信施設（共同アンテナ）の設置など別途対策を講ずるものとする。

(4) 農林水産省補助金・岩手県補助金の返還について

施設整備の際に農林水産省・岩手県の補助を受けており、廃止時点で未償却となっている補助残存額について協議・返還が必要となる。

※補助額（総額） 農林水産省 387,124千円、岩手県 154,850千円

(5) 総務省との協議について

放送施設の廃止に際しては総務省（東北総合通信局）との協議等が必要となる。

5 指定管理者制度への移行について

(1) 指定管理者制度への移行の必要性について

有線テレビ放送事業の番組制作及び施設の管理運営には専門的な知識が求められる人材の確保が重要であるが、市直営の場合、人事異動があるため技術等のノウハウの承継、養成に時間を要する。

また、技術系職員が配置されていない上、24時間体制を敷くことができないことから伝送路機器の故障による放送中断事故へ迅速に対応できない状況である。

したがって、加入者へのサービス向上を図るため、番組の企画・制作や施設の効率的、効果的な管理運営能力を有するとともに、停波事故等への迅速かつ適確な対応が期待できるテレビ放送事業者など民間事業者の活用を図る必要がある。

(2) 指定管理者制度への移行時期について

指定管理者制度の移行については、設備の故障等による放送中断事故への対応や番組の企画・制作などにおいて加入者への早急なサービス向上を図る必要があることから、平成19年度からの移行とする。

(3) 指定管理期間について

指定管理者制度を導入する場合、事業の専門性、特殊性に鑑み、指定期間をアナログ放送終了年度までの5年間とする。